



畜産関係施設、地方競馬用施設及び乗馬施設

リースのご案内

公益財団法人 
畜産近代化リース協会

リースのご案内

目次

はじめに	3
I リース事業の仕組みと特徴	3
1 リース事業の仕組み	3
2 リース事業の特徴	3
II リースの手順	5
1 リースの契約	5
2 リース機械施設の納入と検収・受渡し	6
III リース料等の内容と計算	6
IV リース料等の支払事例	7
V 動産総合保険の概要	8
1 補償の範囲	8
2 保険期間・保険料支払	8
VI 信用保険の概要	9
1 概要及び留意事項	9
2 信用保険の仕組み（加入事務手続きの流れ）	9
VII 貸付対象者、主要なリース機械施設及びリース期間	10
◆ 畜産関係施設	10
◆ 地方競馬用施設	14
◆ 乗馬施設	14
VIII リース事業の仕組図	14
◆ 畜産関係施設（再貸付けの例）	14
◆ 畜産関係施設（再々貸付けの例）	15
◆ 地方競馬用施設	15
◆ 乗馬施設	15



はじめに

畜産近代化リース協会は、畜産農家等の利用する畜産関係施設のリース事業を通じ、畜産経営の近代化と体質強化を図るとともに、乗馬の普及を図ることを目的として、昭和50年6月に民法に基づく財団法人として設立されました。その後、時代の要請に応じ、家畜市場機械施設、食肉食鶏及び鶏卵又は生乳処理流通施設並びに地方競馬の振興を図るための地方競馬用施設のリースへと事業を拡大してきたところです。

新公益法人制度の施行に伴い、平成25年4月1日に公益財団法人畜産近代化リース協会（以下「協会」といいます。）に移行しましたが、引き続き我が国の畜産の振興及び畜産物の安定供給の確保並びに地方競馬の振興に尽力してまいりますので、今後ともご支援、ご活用をお願い申し上げます。

I リース事業の仕組みと特徴

1 リース事業の仕組み

リース事業は、地方競馬全国協会（畜産関係施設及び地方競馬用施設）、日本中央競馬会（乗馬施設及び地方競馬用施設）の補助金・助成金を原資とし、国の認定を受けた公益目的事業として実施されています。

畜産関係施設のリースは、畜産農家等（最終借受者）が利用を希望する機械施設を、協会が販売業者から購入しリースします。貸付契約は、畜産農家等の所属する農業協同組合等（借受者）と契約し、畜産農家等には農業協同組合等と再貸付契約による再リースという形でご利用いただきます（P14「畜産関係施設（再貸付けの例）」参照）。

この方式以外に、畜産農家等の所属する農業協同組合等が農業協同組合連合会等を通じて再々貸付契約による再々リースをするという形になる場合もあります。この場合の農業協同組合等は再貸付団体となり、農業協同組合連合会等が借受者となります（P15「畜産関係施設（再々貸付けの例）」参照）。

リース期間は通常6年で、リース期間終了後のリース機械施設は、再貸付契約の場合は借受者、再々貸付契約の場合は再貸付団体を通じて、畜産農家等に譲渡される仕組みです。

なお、地方競馬用施設及び乗馬施設のリースについては、P15「リース事業の仕組み図」の「地方競馬用施設」及び「乗馬施設」を参照願います。

2 リース事業の特徴

畜産関係施設のリースに係る特徴は、次のとおりです。

- (1) 導入する機械施設は、畜産農家等が自由に選べます。
リース機械施設は、畜産農家等がご自分の経営規模や使用方法等を考慮して選定し、購入価額もご自分で選んだ販売業者と交渉して決めます。
- (2) 経営資金が、有効に使えます。
機械施設の導入時に多額の購入資金を必要としないので、経営資金を有効に活かすことができます。
- (3) リース期間中は、偶発の事故に係る損害が補償されます。
リース機械施設は、割安な掛金で損害保険（動産総合保険）に一括加入となるので、リース期間中の火災・落雷・盗難等偶発の事故による損害が補償されます（P8「動産総合保険の概要」参照）。



- (4) リース機械施設は、リース期間終了後に畜産農家等のものになります。
リース期間終了後は、取得価額の100分の10の額に消費税相当額を加えた額を納入することにより、リース機械施設はご自分のものになります。譲渡された機械施設は、畜産農家等が自由に利用、処分ができます。
- (5) 貸付利子附加貸付料（以下「附加貸付料」という。）を、低く抑えています。
畜産関係施設のリースに係る附加貸付料率は、一律1%と低利です。
- (6) リース期間の短縮、延長ができます。
畜産農家等のご希望により、通常の機械施設（法定耐用年数7年）のリース期間6年を、4年から5年まで短縮し、又は7年から9年まで延長することができます。
- (7) 中古の機械施設をリースします。
次の要件を満たす場合、中古の機械施設をリースします。
- ① 取得価額が、新品時の販売価額を上回らないこと。
 - ② 借受者及び再貸付団体並びに販売業者が、古物商の免許を有していること。
- なお、中古の機械施設のリース期間は、新品についての法定耐用年数及び法定耐用年数から経過年数を差し引いた残存期間（年単位とし、1年未満の端数は切り捨てる。）に応じ、下表に定めるとおりです。

残存期間 新品についての 法定耐用年数	6年 のもの	5年 のもの	4年 のもの	3年 のもの	2年 のもの	1年以下 のもの
7年のもの	6年	5年	4年	3年	3年	2年
5年のもの	-	-	4年	3年	2年	2年
4年のもの	-	-	-	3年	2年	2年

- (8) 特認貸付をします。
あらかじめ定められた借受者及びリース機械施設（P10～13「貸付対象者、主要なリース機械施設及びリース期間」参照）以外のものについても、協会の理事長が特に必要と認めるときは、特認借受者又は特認機械施設としてリースします。
特認貸付を希望する場合は、所在する都道府県畜産主務課長の意見書を添えて、特認協議書を同畜産主務課経由で協会に提出していただきます。
- (9) リース機械施設に係る維持管理は、畜産農家等の責任となり、これに要する費用も畜産農家等の負担となります。
- (10) リース機械施設に係る固定資産税その他租税公課は、畜産農家等の負担となり、畜産農家等から関係機関に支払っていただきます。
- (11) リース期間中途での解約は、できません。ただし、やむを得ない事情で解約となる場合は、精算額（リース料等の残債額）で畜産農家等が買い取ることとなります。
- (12) 信用保険に加入できます（任意加入）。
畜産農家等が経営破たんし、リース料等を支払えず保険事故と認定された場合に、保険会社が借受者又は再貸付団体に保険金（上限2,000万円）を支払う保険です。これにより、借受者又は再貸付団体のリスクが軽減されます（P9「信用保険の概要」参照）。
- (13) 随時、迅速に貸付けします。
リース申請は随時受け付けており、貸付契約も迅速に行っておりますので、畜産農家等が必要な時に早急な機械施設の導入ができます。

Ⅱ リースの手順

1 リースの契約

(1) リース実施計画の策定

〈畜産関係施設〉

畜産関係施設のリースについては、毎年12月に翌年度の借受希望について各都道府県畜産主務課に依頼し、農業協同組合等を通じ畜産農家等の借受希望状況を取りまとめたいただきます。その結果に基づきリース実施計画を策定し、翌3月頃に各都道府県畜産主務課にリース事業の実施方針等を通知します。

なお、リース申請は、年度途中でも協会の予算の範囲内であれば随時行うことができます。

〈地方競馬用施設〉

地方競馬用施設のリースについては、毎年12月に各地方競馬主催者等から翌年度の借受希望調書の提出を求め、借受希望の地方競馬主催者等からのヒアリング、関係機関との協議を経て、翌年3月頃に各地方競馬主催者等に貸付額について内報します。

〈乗馬施設〉

乗馬施設のリースについては、毎年2月頃に公益社団法人全国乗馬倶楽部振興協会が各乗馬クラブから聴取した翌年度の借受希望内容を基に、同振興協会等と協議の上、年度当初に同振興協会へ貸付枠について通知します。

なお、リースの申請は、年度途中でも協会の予算の範囲内であれば随時行うことができます。

(2) リース機械施設の選定及び購入価額等の決定

畜産関係施設のリースを希望する畜産農家等、地方競馬用施設のリースを希望する各地方競馬主催者等及び乗馬施設のリースを希望する各乗馬クラブには、リースを希望する機械施設について、販売業者と価額や納入期日等を交渉し、導入条件を決定していただきます。

(3) 貸付申請書の提出

〈畜産関係施設〉

リース機械施設の導入条件を決定した畜産農家等の申出を受けた農業協同組合等は、協会の定めた様式の貸付申請書にリース機械施設の見積書等指定された書類を添えて、都道府県畜産主務課を経由し協会に申請します。

〈地方競馬用施設〉

リース機械施設の導入条件を決定した各地方競馬主催者等は、協会の定めた様式の貸付申請書にリース機械施設の見積書等指定された書類を添えて、協会に申請します。

〈乗馬施設〉

リース機械施設の導入条件を決定した各乗馬クラブは、全国乗馬倶楽部振興協会に申請していただき、同振興協会から協会の定めた様式の貸付申請書にリース機械施設の見積書等指定された書類を添えて、協会に申請します。



(4) 貸付契約及び売買契約の締結

協会は、提出された貸付申請書の内容等について審査を行い、適当と認めた場合は、農業協同組合等又は農業協同組合連合会等、各地方競馬主催者等又は全国乗馬倶楽部振興協会との間で協会が定めた様式の貸付契約書により契約を締結します。

販売業者とは、協会が定めた様式の売買契約書により協会が契約を締結します。

2 リース機械施設の納入と検収・受渡し

販売業者は、協会との売買契約に基づき、協会が指定する期日までに指定する場所にリース機械施設を納入するとともに、協会が定めた検収項目について最終借受者及び借受者（又は再貸付団体）による検収を必ず受け、受渡しを行います。リース機械施設の検収・受渡しを行ったときは、協会が定めた様式の検収調書・受渡書を協会に提出します。

Ⅲ リース料等の内容と計算（P7「リース料等の支払事例」参照）

(1) リース料

① 基本貸付料

リース機械施設の取得価額から取得価額の100分の10に相当する額を控除して得た額を、リース貸付期間の年数で除して得られた額（年額）を、12（月）で除して、当該納期に係る借受月数を乗じて得られる額を、納期（9月末、3月末）ごとに分割して納入していただきます。

② 消費税相当額

基本貸付料の額に対応する消費税相当額を、納期ごとに納入していただきます。

③ 附加貸付料（畜産関係施設に限る。）

リース機械施設の取得価額から基本貸付料の納入済額を控除して得た額（リース残債額）に対して、100分の1.0を乗じて得られた額を、12（月）で除して、当該納期に係る借受月数を乗じて得られる額を、納期（9月末、3月末）ごとに納入していただきます。

(2) 譲渡価額等

リース期間が終了したときは、リース機械施設を借受者に対し、取得価額の100分の10に相当する額に消費税相当額を加えた額で譲渡します。納入は、リース料の最後の納期にあわせて行っていただきます。

なお、最終借受者へは、借受者又は再貸付団体から譲渡されます。

(3) 動産総合保険料

リース機械施設は、トラクター、トラック等で自動車損害賠償保障法の自賠責保険又は任意の自動車保険に加入する機械施設以外は、すべて動産総合保険に強制加入となります。保険料率は、リース機械施設の種類により異なります（P8「動産総合保険の概要」の保険料率表参照）。保険料は、初回のリース料納入時に一括納入となります。

(4) 信用保険料（畜産関係施設に限る。）

最終借受者の負担する保険料率は、リース残債額の1000分の5.0です。

リース残債額に1000分の5.0を乗じて得られた額（年額）を、12（月）で除して、当該納期に係る借受月数を乗じて得られる額を、リース料と一緒に納期（9月末、3月末）ごとに分割して納入していただきます（P9「信用保険の概要」参照）。

IV リース料等の支払事例

リース料等の算出に当たっては、協会ホームページに「支払リース料等計算書(ワケル)」を掲載しておりますので、ご利用ください。

◎ 畜産関係施設（飼料生産利用施設/自給飼料生産利用機械施設の場合）

- ・リース機械施設 …………… ブロードキャスター
- ・リース期間 …………… 6年
- ・取得に要した価額 …………… 1,080,000円（取得価額1,000,000円、消費税80,000円（消費税率8%の場合））
- ・借受者 …………… 畜産農家等
- ・リース開始日 …………… 4月1日

【支払回別の支払額】

(単位：円)

年度別	1年目		2年目		3年目		4年目		5年目		6年目		合計	
支払回数(年2回)	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫		
リース料	基本貸付料	75,000	75,000	75,000	75,000	75,000	75,000	75,000	75,000	75,000	75,000	75,000	900,000	
	消費税相当額	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	72,000	
	附加貸付料	5,000	4,625	4,250	3,875	3,500	3,125	2,750	2,375	2,000	1,625	1,250	875	35,250
譲渡価額等	取得価額分												100,000	100,000
	消費税相当額												8,000	8,000
動産総合保険料	7,370												7,370	
信用保険料(任意)	2,499	2,312	2,124	1,937	1,749	1,562	1,374	1,187	999	812	624	437	17,616	
支払額	95,869	87,937	87,374	86,812	86,249	85,687	85,124	84,562	83,999	83,437	82,874	82,312	1,140,236	

<計算方法>

1 リース料

- (1) 基本貸付料：
$$\frac{1,000,000 \text{円 (取得価額)} - 100,000 \text{円 (取得価額} \times \frac{1}{10})}{6 \text{年 (貸付期間)}} \times 6/12 \text{か月} = 75,000 \text{円}$$
- (2) 消費税相当額：
$$75,000 \text{円} \times \frac{8}{100} \text{ (消費税率)} = 6,000 \text{円}$$
- (3) 附加貸付料：
$$(1.0\% / \text{年})$$
- 第1回目：
$$1,000,000 \text{円 (取得価額)} \times \frac{1.0}{100} \text{ (附加貸付料率)} \times \frac{6}{12} \text{か月} = 5,000 \text{円} \text{ ※円未満切捨て}$$
- 第2回目：
$$\left\{ 1,000,000 \text{円} - 75,000 \text{円 (1回目のリース料(取得価額分))} \right\} \times \frac{1.0}{100} \times \frac{6}{12} \text{か月} = 4,625 \text{円}$$
- 第n回目：
$$\left\{ \text{取得価額} - (n-1) \text{回目までのリース料(取得価額分)支払額の合計} \right\} \times \frac{1.0}{100} \times \frac{6}{12} \text{か月}$$

2 譲渡価額等

- 取得価額分：
$$1,000,000 \text{円 (取得価額)} \times \frac{10}{100} = 100,000 \text{円}$$
- 消費税相当額：
$$100,000 \text{円} \times \frac{8}{100} \text{ (消費税率)} = 8,000 \text{円}$$

3 動産総合保険料(消費税を含んだ額により算定)

- 6年間の保険金対象残存価額の累計：

$$1,080,000 \text{円 (取得に要した価額)} \times \frac{350}{100} \left[\begin{array}{l} \text{リース期間別残存率表} \\ \text{(P8)参照} \end{array} \right] = 3,780,000 \text{円}$$

- 6年分の保険料

$$3,780,000 \text{円 (6年間の保険金対象残存価額の累計)} \times \frac{1.95}{1,000} \text{ (保険料率表(P8)参照)} = 7,370 \text{円}$$

※10円未満四捨五入

4 信用保険料(消費税を除いた額により算定)：保険料率 5/1,000

第1回目：
$$1,000,000 \text{円 (取得価額)} \times \frac{5}{1,000} \text{ (保険料率)} \div 12 \text{か月} = 416.66 \text{円} \text{ ※小数点第3位以下切捨て}$$

$$416.66 \text{円} \times 6 \text{か月 (納期ごとの借受月数)} = 2,499 \text{円} \text{ ※円未満切捨て}$$

第2回目：
$$(1,000,000 \text{円} - 75,000 \text{円}) \times \frac{5}{1,000} \div 12 \text{か月} = 385.41 \text{円}$$

$$385.41 \text{円} \times 6 \text{か月 (納期ごとの借受月数)} = 2,312 \text{円}$$

第n回目：
$$(\text{取得価額} - (n-1) \text{回目までのリース料(基本貸付料分)支払合計額}) \times \frac{5}{1,000} \div 12 \text{か月} = \text{1か月当たりの保険料}$$

$$\text{1か月当たりの保険料} \times 6 \text{か月 (納期ごとの借受月数)} = \text{当該納期の信用保険料}$$



V 動産総合保険の概要

1 補償の範囲

次のような偶発の事故による損害が、対象になります。

火災 落雷 破裂又は爆発 盗難 破損 航空機又は車両の衝突・接触 労働争議 建物又は橋梁の崩壊
煙害 水漏 雪害 水害 電氣的事故 台風による土砂崩れ・家屋倒壊等による被害

ただし、以下の事項に起因する場合は、補償の対象にはなりません。

戦争その他の変乱 国又は公共団体の公権力の行使 自然の損耗・さび・かび・変質・変色・ねずみ食い・虫食い等 貸付施設そのもののかし 核燃料物質 故意又は重大な過失 加工着手 修理・清掃等の作業（定期点検的修理） 詐欺・横領 置き忘れ・紛失 地震・噴火・津波

2 保険期間・保険料支払

保険期間は、リース期間と同じです。保険料は、初回のリース料納入時に一括納入していただきます。

<保険料率表>

保険料率は、一括契約方式のため個別加入に比べ割安に設定されています。

また、当保険は免責金額がなく、少額の事故も対象となります。

<保険金額>

保険金額は、リース機械施設の取得に要した価額（取得価額及び消費税）に、次表に定める6か月ごとのリース期間別残価率を乗じて算定される評価額により算出されます。

リース機械施設		保険料率 (保険金額 千円につき)	免責 金額
A 運搬用機器 (自走式のもの)	ブルドーザー、トラクター、フォークリフト、動力運搬車、ショベルローダー、散水車、その他自走式機具類 【ただし、自動車損害賠償保障法の自賠責保険又は任意の自動車保険に加入するものは除く。】	2.39 円	なし
B 精密電子機器	電子計量器、電子式セリ機、電子式自動生乳検査機類	0.95 円	なし
C 食肉・鶏卵処理関係機器 (A・B以外)	冷凍機、皮剥機、ベルトコンベアー、エアナイフ、スライサー類	1.01 円	なし
D 上記 A・B・ C以外 の機器	ア 据付 固定式 のもの	1.76 円	なし
	イ 据付 固定式 以外の もの	1.95 円	なし
E 上記A・B・C・ D以外の競馬関係の機器	複合投票システム装置、オッズ盤、発馬機、ターフビジョン装置、中型映像装置類、ナイター照明	0.95 円	なし
	これらの装置のうち据付固定式以外のもの	1.25 円	なし

【リース期間別残価率表】

リース期間(年)		2	3	4	5	6	7	8	9
1年目	前半6か月	100	100	100	100	100	100	100	100
	後半6か月	78	85	88	91	92	93	94	95
2年目	前半6か月	55	70	77	82	85	87	88	90
	後半6か月	33	55	66	73	77	80	83	85
3年目	前半6か月		40	55	64	70	74	77	80
	後半6か月		24	43	55	62	67	71	75
4年目	前半6か月			32	46	55	61	66	70
	後半6か月			21	37	47	54	60	65
5年目	前半6か月				28	39	48	55	60
	後半6か月				18	32	42	49	55
6年目	前半6か月					24	35	43	50
	後半6か月					17	29	38	45
7年目	前半6か月						22	32	40
	後半6か月						16	26	35
8年目	前半6か月							21	30
	後半6か月							15	25
9年目	前半6か月								20
	後半6か月								14
合計		133	187	241	297	350	404	459	517

※ 合計欄の数値は、リース期間に応じた6か月ごとの期間別残価率に6/12を乗じたものの合計を表わしています。

<保険料の計算は、P7を参照してください。>

VI 信用保険の概要

1 概要及び留意事項

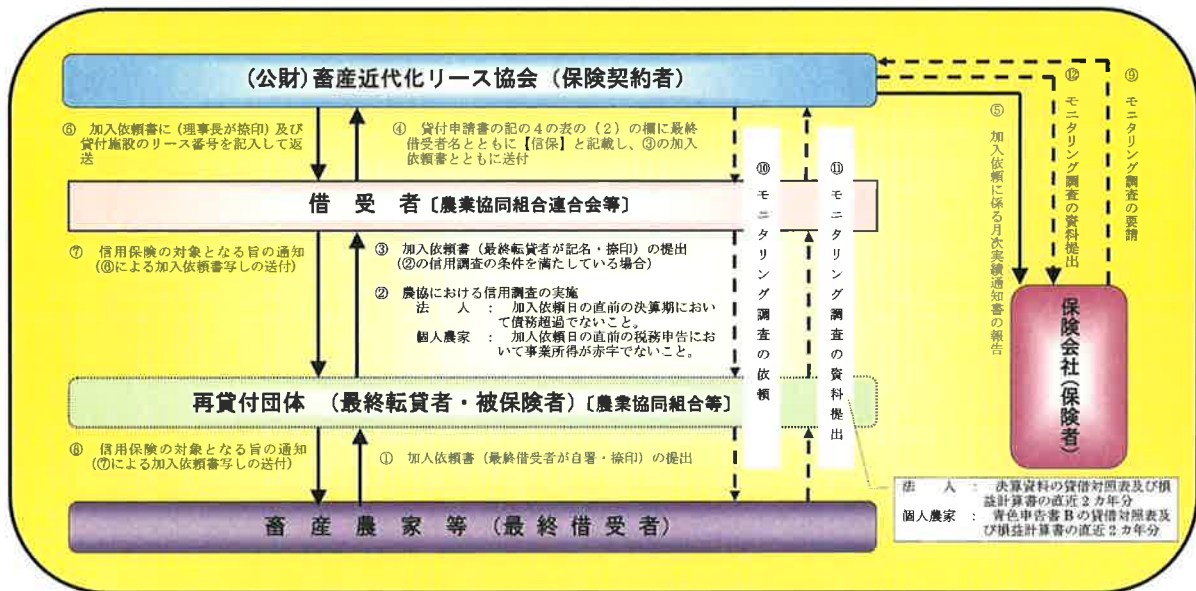
協会から借受者又は再貸付団体を通じて畜産関係施設のリースを受けている畜産農家等の方が経営破たんし、リース料等を納入できなくなって保険事故と認定された場合に、保険会社が代わって保険金として支払う保険制度です。

なお、加入に当たっては、次の点についてご留意願います。

- ① 対象となる機械施設は畜産関係施設で、保険期間は貸付開始から最長9年間です（ただし、加入時において赤字経営の方は対象からはずれます）。
- ② 最終借受者の負担する保険料率は、1000分の5.0です。保険金の上限を2,000万円としていることから、1年間の保険料は約100,000円が上限です。なお、保険料の計算は、P7を参照してください。
- ③ 一旦この保険に加入すると、次回以降のリース機械施設に関しても赤字年度を除いて、すべて保険に加入していただくこととなります。ただし、複数のリース機械施設が対象になっても、保険金の上限は2,000万円です。
- ④ 畜産農家等と最終転貸者（借受者又は再貸付団体）は、「畜産近代化リース協会信用保険制度の利用について（依頼書）」を協会の理事長に提出します。保険金は被保険者である最終転貸者（農業協同組合等又は農業協同組合連合会等）に支払われるものですが、この依頼書により協会が受け取り、畜産農家等のリース残債額に充当されます。

2 信用保険の仕組み（加入事務手続きの流れ）

（再々貸付契約の場合）



- (注) ・再貸付契約の場合は、借受者（農業協同組合等）が最終転貸者・被保険者となります。
 ・モニタリング調査は、信用保険の新規加入者の中から無作為に抽出した方を対象に実施します（信用保険制度の長期安定の観点から実施するものです）。

< ※ 信用保険依頼書様式等は、協会ホームページに掲載しています。 >



VII 貸付対象者、主要なリース機械施設及びリース期間

◆畜産関係施設

区分	リース機械施設の種類	貸付対象者(借受者)	
飼料生産利用施設	草地造成用機械施設(GE) (草地造成のための機械施設)	<ul style="list-style-type: none"> ① 農業協同組合又は農業協同組合連合会(以下「農業協同組合等」という。) ② 地方公共団体が出資者又は構成員となっている法人 ③ 都道府県土地改良事業団体連合会 	
	自給飼料生産利用機械施設(FP) (自給飼料の生産利用のための機械施設)	<ul style="list-style-type: none"> ① 農業協同組合等 ② 地方公共団体、(独)農畜産業振興機構又は農業協同組合等が出資者又は構成員となっている法人 ③ 畜産の振興に関する事業を実施する一般社団法人又は一般財団法人(以下「一般社団法人等」という。) ④ 畜産に関する事業を営む者を構成員とする中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)に基づく事業協同組合又は協同組合連合会であって、理事長が特に認めるもの(以下「特認事業協同組合等」という。) 	
家畜家きん飼養管理施設	生乳生産合理化施設(MP) (生乳の生産の合理化のための機械施設) (1)搾乳施設 (2)生乳冷却貯蔵施設 (3)自動搾乳システム (4)生乳検査機械	<ul style="list-style-type: none"> ① 農業協同組合等 ② 地方公共団体、(独)農畜産業振興機構又は農業協同組合等が出資者又は構成員となっている法人 ③ 畜産の振興に関する事業を実施する一般社団法人等 	
	精液保管等施設(S) (精液又は受精卵の保管又は輸送をするための機械施設)	<ul style="list-style-type: none"> ① 農業共済組合若しくは農業共済組合連合会(以下「農業共済組合等」という。)又は農業協同組合等 ② 地方公共団体、(独)農畜産業振興機構又は農業協同組合等が出資者又は構成員となっている法人 ③ 畜産の振興に関する事業を実施する一般社団法人等 	
	畜舎環境改善機械施設(HE) (畜舎等の飼養環境及び家畜の保健衛生の改善のための機械施設)	<ul style="list-style-type: none"> ① 農業共済組合等又は農業協同組合等 ② 地方公共団体、(独)農畜産業振興機構、農業協同組合等又は農業共済組合等が出資者又は構成員となっている法人 ③ 畜産の振興に関する事業を実施する一般社団法人等 ④ 特認事業協同組合等 	
	中小家畜管理機械施設(PC) (中小家畜の飼養管理のための機械施設)	<ul style="list-style-type: none"> ① 農業協同組合等 ② 地方公共団体、(独)農畜産業振興機構又は農業協同組合等が出資者又は構成員となっている法人 ③ 畜産の振興に関する事業を実施する一般社団法人等 	



	主要なリース機械施設 (本表に掲げたリース機械施設以外のものであっても畜産の用に供するものであれば、リースの対象となります。) 	リース期間	短縮又は延長できる期間
	ブルドーザー、トラクター、ショベルローダー、ストーンクラッシャー、バックホー、プラウ、ハロー、播種機、ローラー、ライムソワー、ブロードキャスター、ブームスプレヤー、ローターベーター、ロータリーなど 連絡用車両(普通自動車) トラック ダンプカー、フォークリフト、軽トラックなど	6年 6年 6年 5年	4年～9年 4年～8年 3年まで短縮可 2年まで短縮可
	トラクター、ホイルローダー、ロータリー、コーンハーベスター、テッダー類、レーキ類、モアー類、プラウ、コンディショナー、フォレージハーベスター、マニアワゴン等ワゴン類、飼料攪拌機、播種機、散布機、マニアスプレッダー、スラリーポンプ、バキュームカー、ラッピングマシン、フロントローダー、カッター、ロールベラー、ロールカッター、ヘイベラー、FRPサイロ、コーンプランター、ミニスーパーカー、ベールディストリビューター、サイララップ、ラウンドベラー、コンビラップなど トラック、牧さく、農業用 GPS など ダンプカー、フォークリフト、軽トラックなど	6年 6年 5年	4年～9年 3年まで短縮可 2年まで短縮可
	パイプラインミルクカー、ミルクングパーラー、ロータリーパーラー、搾乳ロボット、自動搾乳システム、ユニット自動搬送システム、バルククーラー、プレートクーラー、生乳成分分析装置、体細胞測定装置など	6年	4年～9年
	凍結保管器、液体窒素保管器、補給器、データ処理装置、無停電電源装置など 輸送用車両(普通自動車) トラック 輸送用車両(軽自動車)	6年 6年 6年 5年	4年～9年 4年～8年 3年まで短縮可 2年まで短縮可
	清掃システム(パーンクリーナー等)、スクレーパー、集ふん機、スラリーポンプ、袋詰装置、発酵装置、攪拌装置、乾燥機、焼却機、送風機、固液分離機、浄化装置、トラクター、ホイルローダー、消毒装置、細霧装置、節電機、発電機、哺育機、通風装置、受電装置、牛床マット、給水施設、給湯施設、自動給餌機、発情検知システム、滅菌機、飼槽、乳頭清拭装置、高圧洗浄機、電動カウブラシ、牛群管理システム、スタンション、哺乳ロボット、パステライザー、カーフワイパー、パレタイザー、牛舎柵、カーフハッチ、畜舎カーテン、監視システム・カメラ、削蹄機、除雪機、血液分析・超音波診断・X線診断等の家畜診療用機械など 家畜診療用車両(普通自動車) トラック ダンプカー、フォークリフト、家畜診療用車両(軽自動車)、軽トラックなど	6年 6年 6年 5年	4年～9年 4年～8年 3年まで短縮可 2年まで短縮可
	清掃システム(パーンクリーナー等)、スクレーパー、集ふん機、袋詰装置、発酵装置、攪拌装置、乾燥機、焼却機、送風機、固液分離機、浄化装置、トラクター、ホイルローダー、消毒装置、細霧装置、通風装置、自動給餌機、計量器、豚舎柵、鶏舎ケージ、スノコ、畜舎カーテンなど トラック ダンプカー、フォークリフト、軽トラックなど	6年 6年 5年	4年～9年 3年まで短縮可 2年まで短縮可



区分	リース機械施設の種類	貸付対象者(借受者)	
家畜産物流通施設	家畜市場機械施設(LM) (家畜市場の運営のための機械施設)	家畜市場再編整備計画に基づき整備された家畜市場を保有する次に掲げる法人 ① 農業協同組合等 ② 地方公共団体、(独)農畜産業振興機構又は農業協同組合等が主たる出資者又は構成員となっている法人 ③ 特認事業協同組合等	
	食肉食鶏処理流通施設(MC) (食肉食鶏の処理、加工又は流通のための機械施設)	① 農業協同組合等 ② 地方公共団体、(独)農畜産業振興機構又は農業協同組合等が出資者又は構成員となっている法人 ③ 特認事業協同組合等	
	鶏卵又は生乳処理流通施設(EG) (鶏卵又は生乳の処理、加工又は流通のための機械施設)	① 農業協同組合等 ② 地方公共団体、(独)農畜産業振興機構又は農業協同組合等が出資者又は構成員となっている法人 ③ 特認事業協同組合等	

(注) 1 リース期間について

- (1) 法定耐用年数(減価償却資産の耐用年数等に関する省令)が5年以下のリース機械施設にあっては、その法定耐用年数に1年を加えた期間
 - (2) 法定耐用年数が6年以上9年以下のリース機械施設にあっては、6年
 - (3) 法定耐用年数が10年以上のリース機械施設にあっては、その法定耐用年数の100分の60に相当する期間(1年未満の端数は、切り捨てる。)
- なお、中古の機械施設にあっては、P4の(7)のリース期間です。

2 リース期間の短縮又は延長について

リース期間は、畜産農家等の希望により、法定耐用年数の100分の70(法定耐用年数が10年以上のリース機械施設については、100分の60)に相当する年数(1年未満の端数は、切り捨てる。)から法定耐用年数の100分の120に相当する年数(1年未満の端数は、切り上げる。)までの範囲内で、短縮又は延長ができます(中古は適用外)。

(例) 法定耐用年数7年のリース機械施設は、4年まで短縮、9年まで延長が可能

	主要なリース機械施設 (本表に掲げたリース機械施設以外のものであっても畜産の用に供するものであれば、リースの対象となります。) 	リース期間	短縮又は延長できる期間
	電光セリ機、個票発行機、電光掲示板、体重計計測装置など	6年	4年～9年
	冷凍機、冷却機、製氷機、クーラーユニット、自動オープナー、電気スタナー、ラップケーサー、マイクロバス、ダンボール印字機、ボイラー、スチールベルト、スーパーチラーベルト、コンテナ段積機、オートチェッカー、コンベヤー類、真空包装機、梱包機、洗浄機、電撃機、皮剥機、昇降機、自動洗浄背割機、ネックスリッター、掛替機、焼機ライン、自動製函機、肺取機、脱骨機、フライヤー、金属検出機、スキンナー、テーブルリフト、チョップカッター、オゾン発生装置、ハムスライサー、ロボクープ、脱毛機、スパイラルフリーザー、計量器、小腸切開機、大腸切開洗浄機、その他のと畜・食鶏処理機械など トラック フォークリフト、軽トラック、冷凍車、冷蔵車など	6年 6年 5年	4年～9年 3年まで短縮可 2年まで短縮可
	鶏卵選機、集卵機、汚卵洗浄機、割卵機など アイスクリーム製造機、ソフトクリーム製造機、冷凍庫など トラック フォークリフト、軽トラック、冷凍車、冷蔵車など	6年 6年 5年	4年～9年 3年まで短縮可 2年まで短縮可

◎ **特認借受者又は特認機械施設**

上記以外の貸付対象者（借受者）又はリース機械施設についても、協会の理事長が特に必要として認めるときは、特認借受者又は特認機械施設として貸付けを受けることができます。これまで、特認借受者の事例として、畜産全国団体、検査分析機関、大規模酪農牧場、大規模養豚業者、牛乳流通改善協会、孵卵協議会、ふれあい牧場事業者等があり、特認機械施設の実例として、成分検査分析機器、牛乳プラント等があります。



◆地方競馬用施設

貸付対象者(借受者)	主要なリース機械施設 (本表に掲げたリース機械施設以外のものでも、地方競馬の用に供するものであれば、リースの対象となります。)	リース期間
① 地方競馬主催者 ② 競馬場、場外設備又はトレーニングセンターの施設を所有する者 ③ 競馬法に基づき地方競馬主催者が共同して利用する施設若しくは設備の設置等を業務とする法人又は当該法人が過半を出資する法人であって場外設備の運営等により地方競馬の振興に資することを目的とするもの	大型映像装置、発馬機、トータリゼータシステム、投票券発売・払戻機、路盤用機械、無停電電源設備など 自家発電装置	6年 9年

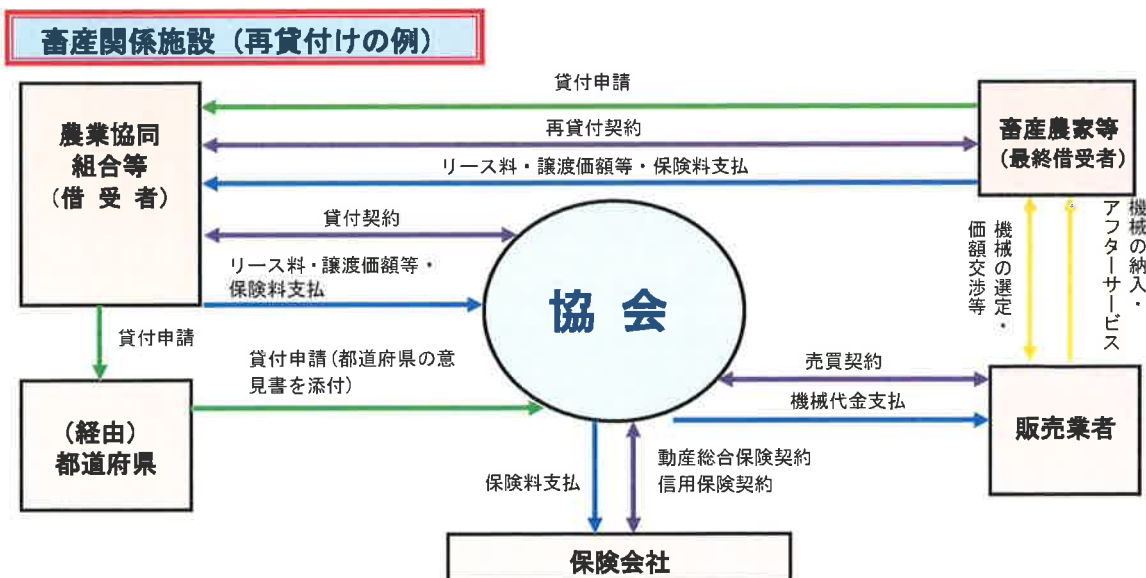
(注) 地方競馬用施設のリース期間は、畜産関係施設の表の「(注) 1 リース期間について (P12)」と同じです。

◆乗馬施設

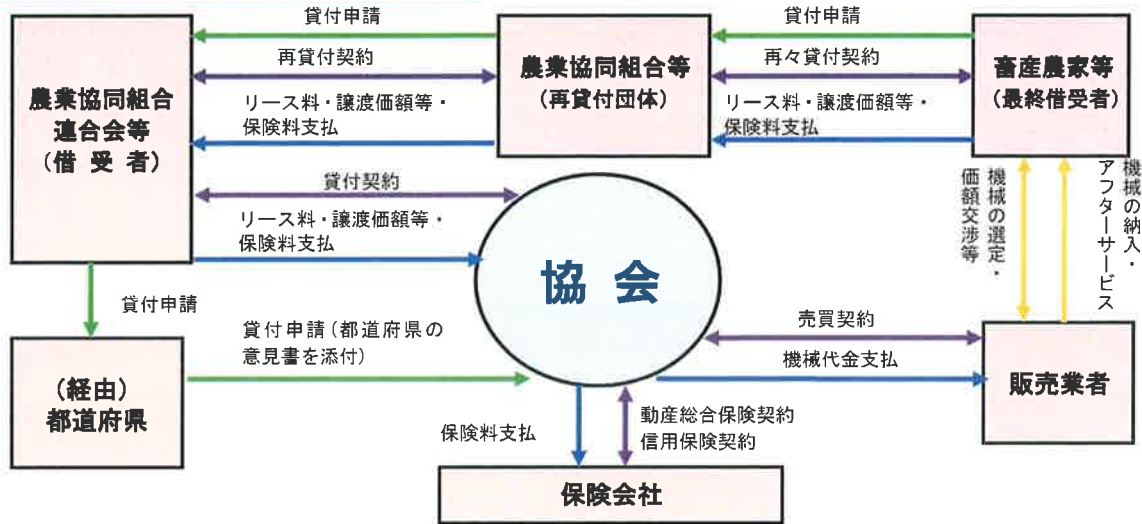
貸付対象者(借受者)	主要なリース機械施設 (本表に掲げたリース機械施設以外のものでも、乗馬の用に供するものであれば、リースの対象となります。)	リース期間
(公社)全国乗馬倶楽部振興協会 (その会員傘下の乗馬クラブが最終借受者)	送迎用バス、馬運搬車、馬積載箱、ウォーキングマシン、簡易式厩舎、トラクター、ダンプトラック、ワゴン車、ローダー、障害セット、レーザー治療器など 乗鞍	6年 4年

(注) 乗馬施設のリース期間は、畜産関係施設の表の「(注) 1 リース期間について (P12)」と同じです。

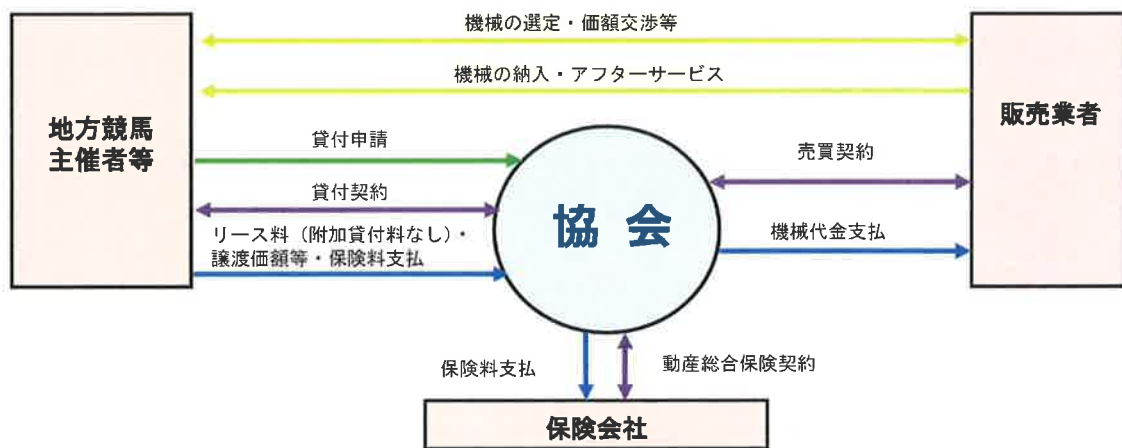
VIII リース事業の仕組図



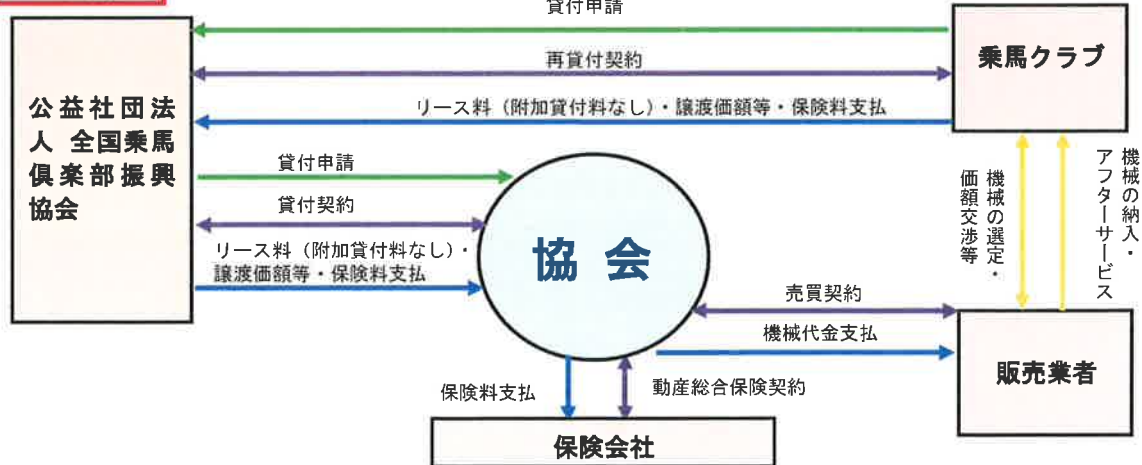
畜産関係施設（再々貸付けの例）



地方競馬用施設



乗馬施設





畜産近代化リース協会

〒106-0032 東京都港区六本木2-1-13 MYビル

TEL : 03-3584-0899(畜産事業部) 03-3584-0861(馬事事業部)

FAX : 03-3584-0758 E-mail : info@japla.lin.gr.jp